

**令和6年度神奈川県子ども・若者施策審議会  
第2回若者施策検討部会 議事録**

**日時 令和6年7月23日(火) 10:00~11:30**

**開催方法 zoomによる会議**

○水本GL（司会）

それではただいまから、令和6年度神奈川県子ども・若者施策審議会第2回若者施策検討部会を開会させていただきます。

私は、神奈川県青少年課企画グループの水本と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員8名にご出席いただき、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

会議の開催にあたりまして、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長からご挨拶申し上げます。

○青少年課長

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、若者施策検討部会につきましては、6月に書面開催という形で第1回会議を開催させていただいたところですが、対面での開催は、オンラインではありますが本日初めてということになります。

国では、昨年12月、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」、また、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」が閣議決定されまして、こどもまんなか社会の実現に向けた政策の推進が行われています。

本日は皆様に新たに県の方で策定する計画であります「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の骨子案についてご意見を賜りたいと考えております。

また、計画策定と同時に進めております「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案についてもご報告をさせていただきます。

子ども・子育て当事者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども一人一人が自分らしく幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育てていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

それではご審議についてお願い申し上げます。

#### ○水本GL（司会）

ありがとうございました。続きまして、若者施策検討部会の委員の皆様をご紹介します。お手元にございます出席者名簿に沿ってご紹介いたしますので、お1人様1分程度で、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

それでは乾委員、よろしくお願いいたします。

#### ○乾委員

子ども・若者当事者委員の乾勇生です。

神奈川県座間市と横浜市で、子どもの学習支援とか居場所づくりを行う「あすのち」という団体の代表をしています。

自分自身も、社会的養育で育ったり、貧困家庭で育ったりしたので、そういった子どもたちに目を向けて、考えられたらと思っています。未熟だとは思いますがよろしくお願いいたします。

#### ○土井委員

子ども・若者当事者委員の土井と申します。よろしくお願いいたします。

私は横浜を拠点にまちづくりプロジェクトのリーダーと運営のサポートなどをさせていただいております。

具体的に子どもたちとやっていることとしては、ハッピーマンデーという団体の代表をしております。子どもたちと一緒に、一般的に大人がうっと思いやすい月曜日をわくわくさせるイベントを考えて、一緒に大人をワクワクさせるというようなことなどしております。

未熟なところもあると思いますが、皆さんと一緒に神奈川をより良い県にしていけたら嬉しいなと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○森委員

横浜商工会議所の森と申します。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

横浜商工会議所は、国のこども未来戦略にも委員として入っております。事業者の立場から意見を言うような役割かと思っております。今回も、事業者が何ができるかという目線をまず私が持ちたいと思っております。

一方で、私はこの職に就く前に、横浜市の鶴見区で区長をやっておりまして、子育てについていろんな問題、課題もあったところで、その時感じた経験なども含めてい

ろいろなお話ができるかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○長谷川部会長

長谷川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

おそらく委員の中では最高年齢者ということで、また、私とても切れ味が鈍い人間ですので、議事進行でご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。

現在、横浜市南区にひきこもり等の若者たちが通える居場所「つながるカフェ」、もう13年目になるんですが、そのNPO法人つながる会の代表理事をしております。皆さんとともに学び、作っていくということをしていきたいと思っております。

#### ○鈴木委員

よろしく願いします、鈴木といいます。

神奈川県内でNPO法人パノラマという団体の理事をしておりますのと、他に認定NPO法人フリースペースたまりばの事務局長をしております。子ども・若者支援をずっとやってきているのですが、その中でも生活困窮の課題に取り組んでおりまして、生活困窮者の全国ネットワークの理事もしております。

この部会では、日頃子ども・若者と過ごしている立場として、皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。どうぞよろしく願いします。

#### ○深町委員

独立行政法人労働政策研究・研修機構の深町と申します。よろしく願いいたします。私、普段は若者を中心とした調査研究や、Web版適性検査開発の仕事をしております。

私自身、今現在東京に住んでいますが、出身は神奈川県でして、子ども・若者時代は神奈川県で過ごしておりましたので、かつての当事者という気持ちでもおりますので、この参画させていただく機会を捉えて、皆さんと一緒にいろいろ考えていけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○阿比留委員

阿比留と申します。早稲田大学の文化構想学部という現代人間論系という現代の人間について考えるというところにいます。

子どもの居場所だとか、青年期教育、学校から社会への移行というのを中心に研究していて、教育学の中でも社会教育が特に専門ですが、精神障害の方の作業所で働いていた時期もあり、福祉の視点も持ちながらやっていきたいなと思っております。よろ

しくお願いいたします。

○伊野委員

NPO法人育て上げネットの連携担当しております、伊野と申します。

私どもNPOの本部自体は東京都にありますが、神奈川県鶴見区の東部ユースプラザの運営をさせていただいております。

また、当法人の中から東京都の若者部会ですとか、若者支援部会といったところに、最近では参画させていただいております。

また、私どもは若者の就労支援を行っている団体になるんですが、またその前後というところで、居場所の支援や学習の支援など、入口と出口の接続というのがすごく増えてきたなと思っておりますので、いろいろなお立場の皆様とのご意見交換しながら、よりよい施策になればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水本GL（司会）

ありがとうございました。以上で委員のご紹介を終わります。

また、事務局として福祉子どもみらい局から、青少年課長の岩崎、青少年課職員、また、次世代育成課職員が出席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、会議の進行については長谷川部会長をお願いいたします。

○長谷川部会長

それでは、すでにお手元の方に事務局から資料が送られていると思いますが、本日の次第は、議題が1点、報告事項が1点となっております。

まず議題から取り組んでいきたいと思っております。

では、本日の議題、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案について、皆さんと一緒に検討していくことにしましょう。

その前に事務局から、こちらの骨子案についてのご説明をお願いいたします。

○次世代育成課 圓山主査

（資料1に基づき説明）

○長谷川部会長

ご説明ありがとうございました。

今、事務局からもご説明がありましたけれども、3部会の審議結果が8月7日の本体会議の方でまた諮られるということですので、ここで皆さんから積極的にご質問、

ご意見を頂戴したいと思います。

伊野さんと深町さんの順番で、ご発言いただけますか。伊野さんお願いします。

○伊野委員

はい、ありがとうございます。わかりやすく説明いただきありがとうございました。基本的に、子ども・若者という言葉は両方使っていますので、すべてを短い文章の中で盛り込むこと自体はなかなか困難かなという印象を受けつつ、大まかな根拠法や子ども大綱の話は、大変理解できました。

1点お聞きしたいのが、ヤングケアラーの項目があったと認識しておりまして、例えば中学2年生に対してのヒアリングで割合なども出していただいたんですが、最近他の自治体も含めて、やはり「若者ケアラー」という言葉も聞くようになってきているのかなと思っております。

例えば、ヤングケアラー世代を超えた段階での、いわゆる19歳以上の「若者ケアラー」というのも包含されているという認識で間違いはないのかなと思いましたが、そちらを確認させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○長谷川部会長

事務局にお尋ねしたいと思います。

「ヤングケアラー」と、最近他の自治体等で「若者ケアラー」と呼ばれていると。「ヤング」と「若者」の関係性についてどのように捉えているかというお尋ねかと思うんですが、いかがでしょうか。

○次世代育成課 七浦GL

はい。伊野委員ご質問ありがとうございます。

次世代育成課の七浦でございます。ご質問いただいた「ヤングケアラー」ですけれども、「若者ケアラー」が含まれているかというところですが、今回の計画の大きなコンセプトは、年齢で区切らず、必要な支援を行っていくというところですので、そういった意味で19歳以上のケアラーだから支援しないということではなくて、委員がおっしゃるとおり、対象として捉らえているというところですよ。

○伊野委員

ありがとうございます。理解できました。

○長谷川部会長

年齢によって厳密に規定をしないという、そこは非常に弾力的に捉えるんだというご回答だったと思います。ありがとうございます。

では、深町委員、そしてそのあと阿比留さんお願いします。

#### ○深町委員

詳しいご説明ありがとうございます。基本的な確認事項で大変恐縮ですが、名称について、「仮称」と書かれてはいますが、ご説明の後半は、「かながわ子ども・若者みらいプラン」とあり、議題を見ますと「かながわ子ども・若者みらい計画」となっていたり、表記ゆれのような気がしております。私は今回こういう機会に初めて参画したので、様々な名称があって施策の統合が様々に進んでいるなという全容は理解できたのですが、表記ゆれがあるとどの施策を指すのかに迷いが生じるので、表記等は統一していただければと感じたところです。それが一点です。

もう一点は、全体のコンセプトは理解できたんですけども、今まで「子ども」だけだった施策に「若者」を統合することで、その定義を明確化させることもよく理解できたのですが、両者を一緒にすることで、かえってその一つ一つが薄くならないような配慮も必要なのではないかと思いました。具体的にどこをどうしたらいいかという提案まではないのですが、子どもと若者を一体化して、2つを統合して支援の対象にすることで、それぞれに今までしっかり議論していた内容が薄まらないようにすることにもぜひご配慮いただければと思った次第です。感想めいた話で恐縮ですが、以上です。

#### ○長谷川部会長

深町さんありがとうございます。

そうですね、プランなのか計画なのかどっちかはっきりせいで感じですね。ただ日本中の自治体がおそらく今、時代を新しく進めるための大混乱期を迎えていて、そのネーミングについてもまだ特定できてないところもあるとは思いますが、けれども、やっぱり委員全体で共通認識を持ちたいと思いますので、まず1点目、プラン、計画等のネーミングがそれぞれ違ってらんだけど、これはどう捉えたらいいのかお答えいただけますか。

#### ○七浦委員

深町委員ご質問ありがとうございます。大変恐縮でございますが、ご指摘のとおり、表記ゆれをしております。当初は「計画」としていましたが、資料の作成時に表記ゆれをしてしまいました。申し訳ありません。きちんと本体会議に向けて整理して、統

一した表記にしたいと思っております。以上でございます。

○長谷川部会長

はい。それともう1点、深町さんがおっしゃっていた、これも私たち、若者施策検討部会でやはり共通認識を持つべきだなと思ったんですけども、子どもに若者が新たに加わって子ども・若者という新たな概念ができた。しかし、子ども施策に対する充実、若者施策に対する充実が求められるべきだけれども、子ども・若者という一体的な概念によって、とても象徴的な表現をされましたが、薄まるという危惧があると。この辺は、事務局とも確認してまいりたいと思いますが、事務局の心構えというか、腹のくくり方を教えていただけますか。

○岩崎青少年課長

はい、青少年課長です。深町委員、ご質問、ご指摘どうもありがとうございます。おっしゃる通り、確かに子どもと若者を合体させた中で、この後、条例の話も申し上げるんですが、県の中でも、年齢の定義でとても揉めたりして、施策ごとに対象も違うし、法律上、例えば18歳まで明記されているものもあれば、ひきこもり支援のように年齢の上限が無くなっているようなものもございます。統合した計画の中で、それぞれの施策における年齢を議論する局面では、この年齢の対象はここまでで、一方で年齢を幅広く捉えらえる中での全体の方針とか、それを場面場面でしっかり認識しなければいけないと再認識させていただいたところです。ありがとうございます。

○長谷川部会長

はい、課長ありがとうございます。深町さんよろしいでしょうか。

○深町委員

はい。ありがとうございました。

○長谷川部課長

では続いて、阿比留さんよろしく申し上げます。

○阿比留委員

はい。私、今回、この委員をするのを楽しみにしてたんですが、というのも、こども基本法の中で、若者が位置付けられたものの、実際の法律の中ですごく若者に対する言及が後退しているというか、薄くて、若者は実際どこに行ってしまうだろうと

ということが結構心配だなど、私の周りでは言っています。そういう中で、神奈川県が若者部会というのをしっかり立ち上げてくださっていることに、とっても夢があるなということで、非常に期待をしているところです。

私も、他の自治体のことをしっかり調べられているわけではないですが、若者を取り上げて、部会を立ち上げているところはそんなに多くないんじゃないかなという気がしていて、若者部会をあえて立ち上げたこと、深町委員とほぼ重なるところだと思いますが、薄まらないようにということ以上に、若者施策をどうきちんと位置づけようとされているのかを知りたいということと、それとともに、貧困問題でよく言われているように、子どもの貧困問題は本当は家庭の貧困なのに、子どもの貧困問題に矮小化されてしまっているから、結局、貧困の連鎖も子どもの貧困もなかなか解消されないねということがあるかと思うんですけれども、「子ども」、「若者」、「貧困」、「幼保」という4つの部会を作られている中で、しっかり子ども・若者プランを実質的なものにしたいと考えてくださっているんじゃないかなということを期待しております。

貧困における今日の説明の中でも、子育て当事者という説明の話がありましたが、それは単に子育ての支援をするということにとどまらないと捉えられているのか、それとも、子育て支援だけでも当事者という言葉を使っているぐらいのものなのか、子どもの貧困に対するアプローチとして、やはり括弧つきの子どもの貧困問題解消が重点なのか、それとも家庭の貧困も視野に入れておられるのかを伺えたら嬉しいです。

#### ○長谷川部会長

はい。阿比留さんありがとうございます。

2点と思いますけれども、1つは今阿比留さんから、県庁の姿勢及び事務局へのエールを送るという言葉がありましたが、今一度この若者部会が独立して、部会としてあることの意味合いを簡単にご説明いただきたいということが1点と、言ってみれば今子育て当事者、子育て支援、そうした用語の違いはあるんだけど、そこにどんな思いや政策的な目的が込められているのかを、ご説明いただけますでしょうか。

#### ○岩崎青少年課長

前半の方を、青少年課長からお答えします。

構造的な形でお答えをするのですが、もともとレジメにもあったとおり、この「かながわ子ども・若者みらい計画」は子育て支援の「かながわ子どもみらいプラン」をベースにしており、そこに貧困対策の計画も取り込み、さらに「子ども・若者支援指針」という、これは従来は青少年の計画であったものを取り込んでいくという形にな

っておりまして、ご質問に対する回答としては、当然に、子育て当事者にとどまらない、若者そのものも非常に重要な対象であり、仮に子育て当事者でなかったとしても、そこに捉われない、若者への支援をどうしていくかというところが、計画の1つの非常に重要なパーツになってくると思います。以上です。

#### ○次世代育成課 七浦GL

2点目につきまして、次世代育成課七浦からお答えしたいと思います。

ご質問の「家庭の貧困」も視野に入れているのかというところですが、貧困対策に関しましては、既存の貧困対策計画を包含して参りますので、まず、県の姿勢としてはしっかりと貧困対策もやっていくと、この大きな枠の中でもしっかりとやっていくということをまず考えております。

ただ1点、今阿比留委員からもご指摘いただきましたように、若者施策や貧困対策が大きな計画の中で薄まってしまうようなところがありますので、それをどうやって計画を作っていく中で「きちんとやっていくんだ」という姿勢を表せるかというところは、私どもも今悩みどころなので、貧困対策部会の方でもいろいろ議論して、作りこんでいければと考えております。

また、現行の貧困対策計画では、5つの柱を立てておりまして、具体的には、教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就業の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりといった形で5つの柱を設けております。こうしたこれまでの取組も大事にしながらやっていきたいと思っておりますので、「家庭の貧困」というところも視野に入れていきたいと思っております。

先ほどスライドでご説明しましたところでいうと、10ページに計画の基本理念がありますが、2つ目の柱として、「子育てしやすい社会環境の整備」を位置づけています。その中で、子育て当事者の子育てに関する負担の軽減ですとか、不安の解消をキーワードとして今回使っております。子育て家庭の負担軽減や不安解消を貧困対策にもつなげながら、子どもたちが幸せに暮らしていく社会を目指していきたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○長谷川部会長

ご説明ありがとうございます。阿比留さんよろしいでしょうか。

#### ○阿比留委員

はい、ありがとうございます。

## ○長谷川部会長

それではまだ時間がありますので質問、ご意見いただきたいと思えますいかがでしょうか。はい、鈴木さんお願いします。

## ○鈴木委員

わかりやすくご説明いただきありがとうございました。事前に資料をお送りいただきましたので、資料2の方も今回審議対象になっているところを拝見したんですが、その中で2点ほど気になったことをお伝えしたい。

今後、パワーポイントのダイジェスト版からこの本文が大事になってくると思えますので、2点ほどお伝えできたらと思えます。

1つ目は、この計画策定の趣旨のところから読み始めまして、あれっと思ったのが、子どもの権利やウェルビーイングといったところより先に、出生率の低下であるとか、未来の社会を担うといった、何か「子ども・若者目線」よりも、「社会の大人目線」のものが上に来ているというのがやっぱり気になりまして、これから上位の県のグランドデザインとかではしょうがないのかなと思いつつ、「子ども・若者みらい計画」における「子ども目線」、「若者目線」というところでは、やっぱり本人たちの権利やウェルビーイングというところが最初に来ないものかなと思ったというのが1つです。

やはり私も、若者と学生も含めて話をしていると、「私たち少子化対策のために子どもを産むんでしょうか」といったことも言われまして、それがすでに当事者目線から離れている言説から始まってしまうのはいかがなものかと思えます。

29ページから各事業施策が始まって、最後37ページに、「事業の紐づけができないと考えられる項目（施策体系図に入れ込んでいないもの）」として、「子ども・若者の参画促進」だったり、「意見反映」や「参画」というところが挙げられているんですが、やはり入口としてはここが一番大切なのではないかと思ひまして、ぜひきちんと位置付けられて、入口からしっかり「子ども目線」、「若者目線」が反映されるような作りになっていくといいなと思っております。

ご説明の中で、こどもの権利条約の4原則をしっかり位置付けることは今後検討されることですが、そうしたこととあわせて、ぜひ全体的な論立てというか、メッセージをしっかりしていただけたらいいのかなと思ひましたというのが1点です。

2点目に関しては、いろんな事業施策、今後後半で具体的な施策に入るのかなと思ひますが、例えば高校中退といった、パノラマの方でもメインのテーマとして現場で取り組んでいる問題もありまして、その中で感じたんですが、これまでもいろんな連携を深めるとか、そういったことがいろいろ言われていますが、まさに高校中退っ

て、多くは県立高校であり、でもその後の生活支援は市町村でありという縦割りの隙間になりやすい領域で、やはりこの連携を深めるといったときに、例えば教育や福祉、労働の縦割りという問題と、県と市町村という、どうしても二重の隙間になりやすいところを高校中退では扱っているものですから、何かこの連携を深める仕組みや推進力とか、そういったものが、後半の具体的な施策の中で明示していただけるといいなという期待を持っておりますということをお伝えしたいと思います。

例えば生活困窮の方だと、県と民間で共同で神奈川県困窮者支援のネットワークづくりをやっていたりしますが、子ども子育てにおいても、おそらく高校中退の予防のような広域的な連携がそもそも必要な事業とか、県のサポート、或いは専門的なバックアップや人材育成、ネットワークづくりなど、おそらく広域自治体に期待されるものがたくさんあるかと思っておりますので、そういったものが少しずつ具体的に書き込まれていくことを期待しておりますということをお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

#### ○長谷川部会長

鈴木さん、ありがとうございます。期待という言葉がとても印象的でした。今2点ありました。やはり大人目線ではなく、中核的な概念というか、一番大切にしたいものを最初に置くという意味では、やはり権利、或いは子どもたち若者たちのウェルビーイングを置くということ、もう1点は37ページについてご説明がありましたけども、オンブズマン制度等の参画、或いは意見表明機会をたくさんつくるということがなければ、やはり子どもたちを主人公、若者たちを主人公にできないってということだと、非常に基本的なご指摘があったかと思えます。

あと、2つ目は、連携を推進していくために、縦割りで県と市町村という課題を具体的に出していただきましたけども、要するに漏れがない、隙間をどうやって作らないか。県の施策が全庁的な施策として漏れを作らない、また県と市町村との間の漏れや隙間をつくらないためにはどうしたらいいのか、それをどう書き込んでいったらいいのかという、課題提起でもあると思うんですけども、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

#### ○次世代育成課 七浦GL

鈴木委員、ご意見ありがとうございます。

まず1点目の趣旨のところを、私からご説明させていただきたいと思えます。

今回、資料説明にもありましたとおり、新たにこどもの権利条約との関係ということで、きちんこの精神にのっとって主要施策を取り組んでいきますと明記しており

まして、この条約の4原則をまずこの計画のベースにしていきたいと考えております。

その中で、計画策定の趣旨の書きぶりといったところはまだ粗々という状況でありますので、今いただいたご意見を踏まえて、我々の考えがきちんと伝わるような形で、表現を考えてみたいと思います。

また、少子化対策の部分についてご指摘がありましたけれども、こども大綱には少子化大綱も含まれているというところではあります。国でも結婚ですとか、子どもを持つ・持たないということは、個人の価値観がまず大前提としており、我々も同じように考えています。子ども・若者が幸せに暮らせることで、子どもを持つことに希望を持ち、結果として少子化対策になるかもしれませんが、決してそういうところが目的ではないというところをしっかりと私たち認識しておりますので、あまり誤解を招かないように、計画策定の趣旨の表現を考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○長谷川部会長

はい、七浦さんありがとうございます。

しっかり受けとめましたというふうにおっしゃったと理解したいと思います。

続けて、まだご発言のない方、また改めて再び重要な展開がございましたらご質問ご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

土井さん、森さんの順番でお願いいたします。

#### ○土井委員

ありがとうございます。

圓山さんのご説明でも、伊野さんの質疑応答でもお話が出ていましたが、ヤングケアラーの問題は大変重要な問題だと思いながらお伺いをしておりました。

7ページの図のところで、具体的な関連計画の現行プランを記載していただいておりますが、この中でヤングケアラーとか介護に関するものはどこに入るのか。或いはこれから入れることを検討しているのかというところが気になりました。ご教示いただけたら幸いです。

#### ○長谷川部会長

ありがとうございます。ヤングケアラー或いは介護の問題がどこの計画にメインに置かれるのか或いはメインではないけれどもどこで取り扱われるのかまでお尋ねということで承りたいと思っております。事務局いかがでしょうか。

○岩崎青少年課長

はい、青少年課長からお答えをします。まず、現状ですと、ヤングケアラー単独の計画はありません。子ども・若者支援指針にヤングケアラーという項目があって、そこでヤングケアラーについて表してるという形です。ヤングケアラーという言葉自体が比較的新しい概念でありまして、現場感覚の皆さんからすると非常に喫緊の問題というお考えかと思うんですけども、もともと先般の子ども・若者支援法で初めて、ヤングケアラーという言葉ではないですが、若年でそういった一定のケアに追われている方について、初めて法律に載って話題になったという状況なので、現状で単独の計画はありませんが、当然ながらそのヤングケアラーの問題が非常に重要であるということは国も県も認識しているところです。そういった現状から、子ども・若者支援指針に入っている内容は、当然ながら新しい計画にも表記されるという形ですので、今後扱いが非常に重要だという認識の中で、広がっていくのではないかと考えております。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございました。  
土井さんよろしいですか。

○土井委員

はい。新プランの中で漏れている内容がないかなというのが気になっておりまして、今お話いただいて別のところに記載があるということでしたので、よくわかりました。ありがとうございます。

○長谷川部会長

はい。では森さんよろしく願いいたします。

○森委員

これは質問ではなくて感想といいますか、お答えがいないということで、お話をさせていただきます。

まず、一応事業者代表という立場をいただいていますので、事業者側の意見を言わせていただきますと、さっきの鈴木さんの意見と少し反対側になるかもしれませんが、国の計画も含めて、人口ビジョン 2100 もございますが、今のままでは、経済社会システムが成り立たない日本になってしまう、これを何とか維持しなければいけないと、この危機感を、すべての立場の方々が共有をして取組をしないと、そして今、

その取組をしないとどうにもならないということで、国の未来戦略等もあるというふうに我々は認識をしております。

そういった中で事業者としては、かなり細かく分析をしております、子どもを持たない理由とかを掘り下げていくと、やはり経済的な問題とか、様々なことがあったので、そういうことに対して、例えば、正規職員と非正規の場合の結婚の率が大きく違うとか、そういうことも分析して、事業者としてやれることをしっかりやっていこうと、多様な働き方ですとか、ワークライフバランス、或いは賃上げ等々、そしてさらに今外国人労働者が大変増えており、今後200万人を日本全体では超えておりますので、そういった方々も日本で良い環境で働き子育てができるということは大変大事かなど。事業者目線ではそのようなことをいつも議論しておりますし、今回のこの計画自体は、もっと目の前のことをしっかりやるということに軸があると思うんですが、その後ろに同じ問題意識を共有しなければならないんじゃないかという議論があるということ、この事業者の立場からお話をさせていただきたいと思います。

横浜ではまだそれほど顕在化していませんが、全国の組織で成り立ってる商工会議所では、本当に人手不足でどうにもならないと、40%、50%人口が減るといったようなところもありますので、子どもがもうすでにいなくなってしまって子どものサポートという以前に、やはり子どもがしっかりそこで代々根づいていくというのが大事だという議論もありますので、そのこのところだけ1つ言わせていただきたい。

あともう1つは、これは事業者の立場を離れまして、ちょっとお願いベースなんです、ここに書いてあるすべての施策、本当に素晴らしいと思います、ただ私、行政にいたときの課題では、やはり本当の弱者というのは、声を出せない。ここにある、今後施策を展開するときに、やはり困った人が来るという施策が多いし、それがベースだと思うんですけども、何とか困って声を上げられない人を拾うということを考えていただきたいと思います。

特に、町内会の組織率というのが年に1ポイントずつぐらい今下がっておりますので、ここでも地域の支援というのをそれぞれの市町村に委ねているような感じなんです、現場の市町村では、毎年毎年1ポイント町内会組織率が下がっているような状況の中で、なかなか積極的な声掛けができない。

一番神奈川県での全国と違う課題というのは、やっぱり流入する方が多いんですね。私が鶴見にいたときも、妊娠してもうどうにもならなくなって、安いアパートに引っ越してきて、そこでいろいろトラブルといいますか、子どもをどうかしてしまうというなこともあったので、そういったときに、本来ならばいろんなサポート組織に加えて、町内会の方が街を歩いたときに見慣れないお腹の大きな子がいたら一言声をかけるとか、本当はそういうことがとても大事なんだろうと思うんですけども、なかなか

かそういうところは計画には立てづらいので、子育て機運の醸成というのは、施策にはなかなかかなりづらいんですけれども、ぜひ、皆さんで考えていただければなと思っております。以上でございます。

#### ○長谷川部会長

森さんありがとうございました。事務局のリアクションいらないということですがけれども、どう捉えますかね。今、森さんがおっしゃったのは大きな物語に属する課題もあるんだと。けれども今やっぱり若者施策検討部会っていうのは、そうではなくて大切な物語をどうやって作っていくのかっていうことなんじゃないのかなとちょっと文学的な比喻で申し訳ありませんけれども、そんなふうに思ったんですよね。

やはりこの部会、或いは子ども・若者施策審議会は、子ども・若者を真ん中に置きながら、この子ども・若者をどう権利主体、人権主体として位置付け、施策を豊かにしていくのか。その施策の中身として、今、森さんがおっしゃったようなことの問題意識も、位置付けながら施策に反映していくという、順番としては、そういうことになってるんだろうと思ってます。森さんがおっしゃってることを否定するわけではなくて、やっぱりせっかく検討部会の役割としてはそうなんだっていうことを前提としながら、しかし、森さんがおっしゃったような大きな状況の中での問題も、共通認識を持ちながら、これから検討していくという形で、私の方で理解した上で、取り扱いとさせていただきたいなと思います。森さんそれでよろしいでしょうか。

#### ○森委員

はい。ありがとうございます。

#### ○長谷川部会長

さて、他の方でいらっしゃいますか。

はい、阿比留さんお願いします。

#### ○阿比留委員

先ほどお話されていた、子育てしやすい社会環境の整備について、そこに結構引っかかっている、「子育ての責任を果たしやすいように子育てに関する負担の軽減及び不安の解消を図ること」って、もう全然子育て楽しくなさそうだなと思って、何か子育てが楽しくて夢があるものだと思えるような提示の仕方をぜひしていただきたいなと思いました。「子育て罰」ということが言われていますけれど、前提として夢がなくて大変さだけが打ち出されると、子どもも生まれてごめんみたいな気持ちになっち

やいそうですし、なかなか産みたいと思えないんじゃないかなと思いました。

また、資料2の2ページのところの、Iの「1 計画策定の趣旨」のところ、2個目の丸で「児童虐待や不登校、いじめの問題、医療的ケア児、ひきこもり等の状況がより深刻になっています」と書いてあったんですが、資料を見ると、医療的ケア児だけがなぜかすごい勢いで減少しているので、深刻になっていないとは思わないんですけども、ちょっとデータとの整合性がとれていないので、どういう記述の仕方をするのかということもご検討いただけたらと思います。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。今1点目、おそらくその県民の方々がこうした計画を読むという機会は少ないかもしれませんが、ダイジェスト版を読んだだけでわくわくどきどきキラキラできるというものにしたいということですよ。

2つ目は事務局の方でお答えしていただけませんか。

資料とそれを論述してる部分に少し乖離があるんじゃないか、整合性が少し欠けるんじゃないかという点です。よろしくお願いします。

○次世代育成課 七浦GL

阿比留委員ご指摘ありがとうございます。今のご指摘踏まえて、今一度記載とデータを確認しまして、次に向けて検証させていただきたいと思います。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

阿比留さんよろしいでしょうか。

○阿比留委員

はい、ありがとうございます。

○長谷川部会長

他にいかがですか。そろそろこの議事については終了したいなという時間帯に突入しておりますが、よろしいでしょうか。

はい。ではまた、一番最後の方で、もしお気づきの点があればお声掛けください。

今審議いただいたものは事務局の方で修正をしていただきながら、本部会での意見も反映させて、8月7日の全体会議で諮るという形にさせていただきます。活発なご意見ありがとうございました。

続いて、報告事項の「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○次世代育成課 藤本主査

(資料3に基づき説明)

○長谷川部会長

はい。藤本さんありがとうございました。

神奈川県はこの推進条例はもう17年ほど経つんですよね。今回、国の動きを受けて改正をするということです。そういう意味ではとても先見的、先進的な取組ではあった。しかし今度はこども基本法等ができたので、そことの整合性、或いは権利をちゃんと位置付けながらどう改正するのかという課題を受けてのものだと、私は個人的には理解をしているところです。

これは審議ではなくて報告事項ですので、なおかつ、パブリックコメントを今受け付け中ですので、委員の皆様も何かご意見があれば、パブリックコメントで出していたいただいても結構なんですけど、どうしてもこのことは聞いておきたいということに限ってご質問を承りたいと思いますがいかがでしょうか。

私からですが、これは決して間違っていないかなと思うんですがちょっと違和感を感じていて、たくさん「子ども目線」という言葉が出てくるんですよね。おそらくこれはこども基本法の施行に伴って、やはりこどもの人権や権利に基づいて、或いは子ども・若者本位という言葉の方が適切だと思うんですけども、よく「大人目線」、「子ども目線」と日常用語で使いますけれども、そのことは県民にもわかりやすいんでしょうけども、この「子ども目線」という言葉がちょっと違和感を感じたという感想です。

皆さん他に何かありましたらご意見いただきたいと思いますがどうでしょう。

はい、深町さんお願いします。

○深町委員

ご説明いただきありがとうございます。今ご報告いただいた事項も含めて、この前の議題からずっと思っていたことなのですが、今、長谷川先生がおっしゃったような「こども目線」について、私自身もこの部会という機会をいただいてから、何度も資料に目を通したのですが、この「こども目線」をどう理解していけばいいのか難しい問題だと感じています。昔こども時代を経験してきたがもう当時を忘れてしまっている今の大人が、「こども目線」をどう施策に反映してよいかは、おそらく全国的にも探索的というか、まだ試みられていないと思います。多くのこどもの意見を集めること

について、ただ形式的にやればいいのかという話でもおそらくないと思いますし、結局、どこを落としどころにするかについて、こどもの意見を聞けるような「大人」の養成、つまり、こどもと大人の間に立つクッション役としての支援者の育成・養成が必要かもしれないなと思いました。それをどのように施策の中に落とし込むのかはわからないですけれども。実際問題として、大人が中心的に社会を回している仕組み自体は変えられないわけなので、その中に子どもの意見を集約する仕組みをどう位置づけるか、どう織り込むかが肝になるだろうと思います。ただ単にこどもの意見だけを集めるだけであればおそらく不十分というか、絵に描いた餅で終わると思います。なので、こどもの意見反映の効果的なあり方について、いろいろな施策を実験的に試してみる、多少失敗があってもいいだろうと私は思いますので、うまくいったねという知見を少しずつ積み上げていき、そのプロセスを温かく見守るみたいな方法で進めるといいのかなと個人的に思った次第です。

#### ○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。やっぱり事務局に少しご意見いただこうかな。

「こども目線」というある種のキーワードになってると思うんですが、「こども目線」というのは一体何なのか。或いはその「こどもの目線」のこの内実を担保する方法論を今深町さんがいくつかお示しいただいたんですが、そうした担保する方法論みたいなものについてもどうお考えなのか、ざっくりとでも結構ですがご教示いただけないでしょうか。

#### ○次世代育成課 七浦GL

長谷川部会長、深町委員、ご意見ありがとうございます。

まず、「こども目線」という言葉ですけれども、キャッチーな言葉であると思うのですが、やはりいろんなご意見があると思います。

ただ、この趣旨としては、先ほど長谷川部会長から「子ども・若者本位」というお話がありましたけれども、意味合いとしては私たちも同様に捉えています。今回の条例の趣旨の1つになっていますけれども、こどもの権利を保障していく、こどもの権利条約の4原則をきちんと全体として位置づけていくということがまず大前提になっておりますので、その中で「こども目線」という言葉を使っています。経緯としては、昨年度、県で「当事者目線の障害福祉推進条例」という条例を作りました。これは、津久井やまゆり園での痛ましい事件を受けて、新たな障害福祉を力を入れてやっていこうという中で、当事者と膝を突き合わせて議論して、ご意見をいただきながら検討してきたというところなんですけれども、その中での議論としては、外側から

いいと思ったことをするのではなくて、きちんと本人の気持ちを聞こうと。それに寄り添って、当事者の立場に立って支援していくというのが一番大事だということでしたので、それをこどもに関しても大事にしていきたいと思っています。

こどもに関して言うと、今申し上げましたように、まずこどもの権利、こどもたちがどうしたいのかという気持ちを大事にしながら、こども施策を展開していきたいと、そういう意味で「こども目線」という言葉を使っているというところですよ。

また、それをどうやっていくのかに関しては、スライドに参考として掲載をさせていただきましたけども、私達も試行錯誤しておりまして、様々なデジタルの力を活用したり、直接会いに行ったり、またこどもたちから政策提案を受けたりというようなことをやっております。

そういったところを手探りでやっていきながら、深町委員にご発言いただいたとおり、こどもの目線、こどもの気持ちになって、施策を打っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○長谷川部会長

はい、深町さんよろしいですか。試行錯誤でこれからも修正を加えていくということですが。

#### ○深町委員

今後とも試行錯誤で、うまくいったところ、うまくいかなかったところをぜひ忌憚なくご報告いただけると、こういう部会の場合ですので、とてもいい情報共有になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

#### ○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。私もちょっと一言感想ですが、今のことで、やっぱりこどもに聞くんじゃなくてこどもが語る機会をどうつくっていくのかということが大事だなと思いました。

他に、もう一方くらいご意見やご質問がありますか。

乾さん、よろしく願いします。

#### ○乾委員

ご説明ありがとうございます。

こういったこどもの意見を聞くという機会を、リアルでもデジタルでも作っているというのが、すごく嬉しいなと思うんですけど、一方で、社会的養護を受けている

こどもたち、僕もそうだったんですけれど、そういったこどもたちの中では、そもそも一時保護所の一時保護の期間が長期化していたりとか、あと施設、里親を選べない、措置先によって、これまでの人間関係をすべて途切れさせられてしまうとか、そもそもこの社会に意見とか自分の気持ちを言うという以前に、自分の人生を選べない、自分の人生の選択に対する意見や気持ちも言えないというこどもたちがすごく多いなと思うので、こういった社会に向けた意見を取り入れようというのはすごく大切なんですけれど、それ以前にこどもが自分の人生を選べるようにという視点に立った取組も、何かあれば嬉しいなと思います。

### ○長谷川部会長

乾さんありがとうございます。とても大切に重い課題をいただいたように思います。すべての根幹のテーマですよね。子ども・若者が自分の人生を決められる、決めていける、選択できるということを、どう社会が保障していくのか。そして、この計画が一般として神奈川県にはあるんだという位置付けになったらいいなと思います。ありがとうございます。

それでは、ちょっと進行の関係がありますので、この報告事項はこれまでとさせていただきます。

最後に、昨日事務局から皆さんの方に送っていただいた資料について、私の方から皆さんに、前回の青少年協議会の事について、少し皆さんと共有したいなと思って資料作りしましたので、ちょっとご覧になってください。

私は、令和2年、3年、4年、5年の神奈川県青少年問題協議会の副会長と企画調整部会の部会長の立場から個人的な意見を皆さんにお伝えしたいなと思っています。

ここで、子ども・若者施策審議会、若者政策部会へ継続して検討する事項は、あくまでも個人的な見解です。

先週からずっと、この4年間の部会と青少年問題協議会本会の議事録をもう1回読み直してみたんですね。その中で主要なものだけ取り上げて皆さんとシェアしたいと思いました。

「青少年」を「子ども・若者」にしようという、今当たり前なんですけども、実はまだ令和2年、3年のときにはそういう国の動きもまだあまり出ていませんでしたので、そうしたことを取り組んできた。もう1つは、「育成支援」とか「健全育成」という、「育成」という概念はもう古いのではないか。これはまさに大人側からこどもを見ているのではないか。そういう意味では「支援」という言葉にやっぱり統一をしようという、かなり前回の青少年問題協議会では基本的な言葉の、再度基本概念を確認するという作業をしてまいりました。

あと、特に「困難を有する子ども・若者」とよく言われてきたと思うんですが、やはりそうではなくて、「子ども・若者全体」なんだという、ある種、普遍主義的な考え方をとらないといけないのではないかということを中心に議論してきました。

それと、もう1つはこの下側なんですけど、この表彰制度、この間皆さん方にも書面審査をお願いして、皆さんの委員としての意見を読ませていただきました。そこにちょっと触発されてまとめましたし、青少年問題協議会でも、時間をかけて論議を重ねてきた課題だったんですね。

やはり、これも上の1を受けてなんですけど「健全育成」という概念をどうしていったらいいのか。あとNPO法人が対象になってないことが問題になり、そのことによって表彰要綱を改定し、NPO法人の代表者についても表彰ができるようにする。

また、推薦制度も、市町村にだけではなく、神奈川県青少年センターからも推薦ができる。つまり、NPOの枠を作りNPOも推薦ができるような推薦制度を作ったりしたんですが、なかなか実効性が上がってないということがございました。

まず1つ目のこの基本概念の検討のところは、以前の青少年問題協議会の中の報告書の中から持ってきたんですが、「青少年」を「子ども・若者」に変更することと、「育成支援」を「支援」に変更することの理由が書いてあります。やはり一番下に書いてある社会を構成する主体として見てくれた。そのときには、「育成」という言葉は不要ではないか、かなり喧々諤々の議論をしたんですが、そういうようなことに落ち着きましたという経緯があります。

次に、この青少年問題協議会のときには、「かながわ青少年育成・支援指針」の改定ということでしたが、やっぱりそこに「育成」が入っているのはおかしいということで、「かながわ子ども・若者支援指針」に変えました。目標とする社会は、今までは「青少年の健やかな成長を支援、自立・参加、共生をはぐくむ社会」だったんですが、ここを子ども・若者が主体なんだということを明確に位置づけようという改定を行いました。

また、3つの基本目標と、それを実現する15の施策があるんですが、今日その基本目標だけシェアしたいと思いますけど、1つ目は「すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援」、これを「子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援」。2つ目は「困難を有する青少年の社会的自立の支援」、これを「子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実」。3つ目は、「社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり」、これを「子ども・若者の成長を支える社会環境の整備」というな形で少しずつを変えていこうということで、ただ青少年問題協議会としては、かなりこの4年間で大きく変化したなあという印象を持っています。

次に、この表彰制度なんですけど、これはなかなか本当に歴史のある古い表彰制度な

んですね。それこそ町内会制度と何か同じような感じで、本当に根づいているものでもあるわけで、この上の(1)から(6)と、下の(1)から(6)を見ていただくとわかるように、少し変えたんですね。この2つ目の(2)で、「青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し」、ここがNPOに関わることだということで、入れ込むことによってNPOも表彰を受けることができるということにしました。

しかし、他の項目を見てもらうと、やはり非常に従来型の青少年育成活動なので、ここを子ども・若者育成活動になかなかできないという課題がある。おそらくこれも時代とともに変えていかなくてはいけないんじゃないかということが、青少年問題協議会での共通した認識であり、とりあえず全体的な改定には至らず、NPO等の子ども・若者を日常的に支援しているということ、今までのこの表彰対象者は生業を持っているんだけど、それ以外でボランティアに関わってる人達という前提なんです。そうするとNPO法人のようにそれが本業になっている人たちが表彰されないという問題が出てきてしまって、そこも少し変えてきたという経緯がございます。

次に、これも議事録から僕はこんなこと言ったんだと改めて思いましたけれども、簡単に言うと、青少年問題協議会は全国的にもう終焉を迎えて、新たに全部出発し直していて、この若者施策検討部会が青少年問題協議会を一部引き継ぎながらということになっていますので、今回は審議テーマは違いますけども、若者施策検討部会の中で、この表彰制度をなくしていく。できれば、県民の方々が子ども・若者のご支援の活動に尽力されている方々を真に表彰するという制度にしていきたいと協議会では考えています。当部会でも、いずれ検討するという機会があるといいなと思っています。

本当に雑駁で簡単なお報告でしかないのですが、こういうようなことが話されてきたんだということを皆様とシェアしたいということで、お話をさせていただきました。

ありがとうございました。

今私が申し上げたことについて何か質問やご意見がございますか。よろしいですか。はい。これは受けとめといていただいてまたその時に議論にご参加いただければと思います。

それでは時間も参っているようですので、これですべての審議、報告、そして参考資料の説明が終わりました。本日、活発なお意見、また事務局の方々からもとても真摯に誠実にお答えいただきましてありがとうございました。

本日の議題は以上となります。

これで、第2回の若者施策検討部会を閉じることにしたいと思います。お疲れ様でした。ありがとうございました。

事務局にお渡ししましょう。

○水本GL（司会）

ありがとうございました。本日は皆様お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。最後に事務連絡でございます。本日の部会について後日、議事録の確認依頼をさせていただきますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

それでは、第2回若者施策検討部会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上。